

## 陳情第1号

### 政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情書

#### (陳情理由)

コロナ禍のなか、市民の暮らしと健康・権利を守るために奮闘されている貴議会の活動に心から敬意を表します。

また貴議会では、「取り調べの可視化実現を求める意見書」が平成27(2015)年第3回定例会で可決され、国会及び政府に提出されたこともあり、昨年からは刑事司法は、いよいよ本格的な取り調べの可視化時代に入ろうとしています。

判決が確定してしまった冤罪被害者を救う唯一の方法が「再審」、やり直し裁判です。2020年3月、大津地裁は(再審)で、殺人罪の実刑が確定し12年間にわたり服役した元看護助手へ、無罪を言い渡しました。それを受けた大津地検が上訴せず、やっと無罪が確定したことはご承知のことと思います。

しかし、再審決定が出されても、検察の抗告(上訴)で裁判が引き延ばされるという事例も後を絶ちません。「再審法」(刑事訴訟法の再審規定)の問題点は、国会やマスコミでも取り上げられ、法改正の機運は高まりつつあります。

以上のことから、無実の者を救済するために「再審法改正」を求める意見書を地方自治法99条の規定により、関係機関に提出されますよう陳情いたします。

#### (陳情項目)

- 1 再審のための証拠について、積極的な開示規定を設けること
- 2 再審決定に対する検察官の不服申し立ては慎重にすること

令和3年1月25日

陳情者



流山市議会議長 青野 直 様